

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業
実施方針（案）

令和6年3月

令和6年6月修正

令和6年10月修正

安 城 市

< 目次 >

第1章 用語の定義	1
第2章 事業内容に関する事項	3
1. 事業名称	3
2. 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3. 公共施設等の管理者	3
4. 事業予定地	3
5. 事業の目的	3
6. 施設整備基本方針	4
7. 本施設の概要	5
8. 事業方式の概要	5
9. 契約の形態	5
10. 事業期間	6
11. 事業期間終了後の措置	6
12. 事業者が実施する業務の範囲	7
13. 市が実施する業務	8
14. 留意事項	9
15. 事業者の収入について	9
16. 本市が適用を予定している補助金について	9
17. 事業に必要とされる関連法令等	10
18. 事業スケジュール（予定）	10
第3章 特定事業の選定に関する事項	11
1. 選定基準	11
2. 特定事業の選定方法	11
3. 選定結果の公表	11
第4章 事業者の募集及び選定に関する事項	12
1. 事業者の募集及び選定方法	12
2. 募集及び選定スケジュール（予定）	12
3. 事業参加に関する条件	12
第5章 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項	16
1. 事業評価委員会の設置	16
2. 審査の内容	16
3. 審査手順に関する事項	16
4. 提出書類の取扱い	17
5. 落札後の手続き	17
6. 契約内容に関する協議	17
第6章 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1. 予想される責任及びリスクの分類と本市と事業者での分担	18
2. 提供されるサービス水準	18
3. 市による事業の実施状況のモニタリング	18
第7章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1. 施設の立地条件	20
2. 施設の規模	20

3. 施設の整備内容等	20
第8章 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
1. 係争事由に係る基本的な考え方	21
2. 管轄裁判所の指定	21
第9章 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	22
1. 本事業の継続が困難となった場合の措置	22
第10章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
第11章 その他、特定事業の実施に関し必要な事項	24
1. 議会の議決	24
2. 本事業において使用する言語及び通貨	24
3. 本事業への参加に伴う費用負担	24
4. 実施方針等に関する担当部局	24
実施方針 添付資料 施設配置図	25
実施方針 添付資料 ①事業スキーム図（案）	26
実施方針 添付資料 ②事業スキーム図（案）	27
実施方針 添付資料 ③事業スキーム図（案）	28
実施方針 添付資料 ④事業スキーム図（案）	29
実施方針 添付資料 業務範囲分担表（案）	30
実施方針 添付資料 基幹的設備改良工事対象範囲（案）	33
実施方針 添付資料 リスク分担（案）	35

第1章 用語の定義

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本市	安城市
2	本事業	安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設 基幹的設備改良工事・管理運営委託事業をいう。
3	本施設	安城市環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、し尿処理施設、管理棟及び関連施設を含む）をいう。
4	ごみ焼却施設	安城市環境クリーンセンターのうち、ごみ焼却施設の建屋及びプラントをいう。
5	プラント	ごみ焼却施設のうち、焼却処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等）を総称していう。
6	建築物等	ごみ焼却施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
7	DBO 方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
8	建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。なお、プラント、建築物等の改修、改造等を含む。
9	ごみの外部搬出業務	本事業のうち、基幹的設備改良工事期間中のごみの外部搬出に係る業務をいう。
10	ごみの外部処理業務	本事業のうち、基幹的設備改良工事期間中のごみの外部処理に係る業務をいう。
11	管理運営業務	本事業のうち、本施設の管理運営に係る業務をいう。
12	焼却灰等運搬業務	本業務のうち、焼却灰等の運搬に係る業務をいう。
13	焼却灰等資源化業務	本業務のうち、焼却灰等の資源化に係る業務をいう。
14	焼却灰等処分業務	本業務のうち、焼却灰等の最終処分に係る業務をいう。
15	事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。
16	建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
17	管理運営事業者	本市と管理運営業務委託契約を締結する者で、本施設の管理運営を担当する者をいう。
18	建設 JV	本施設の建設業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体（JV:Joint Venture）をいう。本施設のプラントの設計・建設を行う者が代表となる共同企業体（自主結成）とし、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。
19	SPC	本施設の管理運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社（SPC:Special Purpose Company）をいう。特別目的会社。
20	参加者	本事業の入札手続きに参加する企業または企業グループをいう。
21	代表企業	入札手続きにおいて参加者の代表を務める者をいう。
22	協力企業	参加者のうち、代表企業以外の企業をいう。ただし、SPC を設立する場合においては、建設業務または管理運営業務を担当する企業のうち、管理運営事業者に出資を行わない企業をいう。
23	構成員	SPC を設立する場合において、建設業務または管理運営業務を担当する企業のうち、管理運営事業者に出資を行う企業をいう。
24	落札者	参加者の中から本事業を実施する者として、本市が選定する者をいう。

No.	用語	定義
25	事業契約／特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び管理運営業務委託契約の総称をいう。
26	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
27	入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、管理運営業務委託契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう。
28	基本協定	落札者決定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結される協定をいう。
29	基本契約	事業者に本事業を発注するための基本的事項について、本市と落札者で締結する契約をいう。
30	建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
31	ごみの外部搬出業務委託契約	ごみの外部搬出を行うために、基本契約に基づき本市とごみの外部搬出事業者が締結する契約をいう。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、ごみの外部搬出事業者の3者契約を想定している。
32	ごみの外部処理業務委託契約	ごみの外部処理を行うために、基本契約に基づき本市とごみの外部処理事業者が締結する契約をいう。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、ごみの外部処理事業者の3者契約を想定している。
33	管理運営業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と管理運営事業者が締結する契約をいう。
34	焼却灰等運搬業務委託契約	本事業の焼却灰等を運搬するために、基本契約に基づき本市と焼却灰等運搬事業者が締結する契約をいう。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、焼却灰等運搬事業者の3者契約を想定している。
35	焼却灰等資源化業務委託契約	本事業の焼却灰等を資源化するために、基本契約に基づき本市と焼却灰等資源化事業者が締結する契約をいう。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、焼却灰等資源化事業者の3者契約を想定している。
36	焼却灰等処分業務委託契約	本事業の焼却灰等の埋立処分するために、基本契約に基づき本市と焼却灰等処分事業者が締結する契約をいう。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、焼却灰等処分事業者の3者契約を想定している。
37	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
38	要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
39	要求水準書 基幹的設備改良工事編	ごみ焼却施設、管理棟の基幹的設備改良工事に係る要求水準書をいう。
40	要求水準書 管理運営業務編	ごみ焼却施設、し尿処理施設、その他関連施設における管理運営業務に係る要求水準書をいう。

第2章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業

2. 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

【基幹的設備改良工事】

- ・安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
- ・管理棟

【管理運営業務】

- ・安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
- ・安城市環境クリーンセンターし尿処理施設（汚泥再生処理センター）
- ・関連施設

3. 公共施設等の管理者

安城市長 三星 元人

4. 事業予定地

- ・ごみ焼却施設
安城市根崎町長配 71
- ・し尿処理施設、管理棟、関連施設
安城市和泉町大下 38 番地

5. 事業の目的

安城市環境クリーンセンターには、ごみ焼却施設とし尿処理施設がある。ごみ焼却施設は平成9年に竣工し、稼働開始から27年が経過しており施設の老朽化が進んでいる。令和3年3月に策定した「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」において、ごみ焼却施設の施設整備基本方針を定め、今後20年間の延命化を図る基幹的設備改良工事を実施することとした。

本市は令和4年5月8日に2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す自治体（ゼロカーボンシティ）として、脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明しており、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に際し、エネルギー回収率の向上により廃棄物エネルギー利活用の最大化を図ることとしている。

また、本市は南海トラフ地震により甚大な被害が発生することが予測されているため、ごみ焼却施設の耐震化を図り、災害時にも安定的に稼働することのできる、いわゆる「地域のエネルギーセンター」化を目指している。さらに、施設に付与する多面的価値の一つである環境学習については、資源循環や廃棄物発電等、ごみ焼却施設の機能を活用した環境啓発の導入を目指す。

最後に、これまで、ごみ焼却施設とし尿処理施設は個別に管理運営委託をしていたが、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に合わせ、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び関連施設の包括的な管理運営を民間事業者へ委託する業務を導入し、民間のノウハウ活用により財政負担の軽減や効率的運営の確保を図ることとする。

6. 施設整備基本方針

施設整備基本方針を以下に示す。

<施設整備基本方針>

1. 長寿命化を実現する施設の健全性・強靭性の確保

竣工から55年の供用を予定しており、国内でも屈指の長寿命化を図る施設となる。そのため、長期の使用及び想定される南海トラフ地震を踏まえた健全性・強靭性が確保できる施設を目指す。

2. 焼却エネルギー活用の向上による「地域のエネルギーセンター」化

焼却した際の熱や電気を最大限かつ効率的に活用する「地域エネルギーセンター」としての位置づけを明確にし、低炭素型社会及び循環型社会における中核施設として付加価値を有する施設を目指す。

3. 最終処分量の削減

焼却灰の最終処分場を有さない本市では、ごみの減量化や処理の合理化による灰の発生量の削減等を行い、埋立量の削減やリサイクル率の向上に貢献する施設を目指す。

4. 災害時の施設機能の確保と防災拠点への関与

異常気象や南海トラフ地震による大規模災害が将来的に想定されるため、施設機能の冗長性や防災性を有するとともに、地域住民に必要不可欠なライフラインを供給可能な機能を確保し、防災拠点へ関与可能な施設を目指す。

5. 経済性に優れた施設

近年、燃料や資材費の高騰が顕著であることから財政負担を考慮し、発注方式を含めた施設の設計・建築から管理運営に至るまでのライフサイクルコスト低減を図ることで、経済性に優れた施設を目指す。

6. 搬入道路の渋滞解消及び安全な搬入道路の確保

搬入車両が年末年始等の繁忙期でも敷地外に溢れず、かつ敷地内でも車両動線の交差がない安全な搬入道路を確保する。

7. 災害廃棄物の仮置場の確保

本施設の災害時における安定的な稼働及び安全に廃棄物の集積ができる仮置場を確保する。

8. 安全な工事実施のための資材置場等の確保

本施設の工事期間中に必要となる資材置場等を確保する。

7. 本施設の概要

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設及びし尿処理施設の概要を以下に示す。

表 2-1 安城市環境クリーンセンターの概要

項目	内容
ごみ焼却施設	処理対象 可燃ごみ、可燃残さ
	所在地 安城市根崎町長配 71
	敷地面積 48,573 m ²
	建築面積 4,057.87 m ²
	処理方式 全連続燃焼式（廃熱ボイラ付ストーカ炉）
	処理能力 240 t / 日 (120t/24h × 2炉)
	竣工年月 平成 9 年 3 月 (平成 27 年 3 月基幹的設備改良工事)
	処理主体 本市
し尿処理施設	処理対象 し尿、浄化槽汚泥
	所在地 安城市和泉町大下 38 番地
	敷地面積 48,573 m ²
	建築面積 2,756 m ²
	処理方式 前処理・前脱水方式+生物酸化処理方式（下水道放流）
	処理能力 102kL/日 (し尿 : 7kL/日、浄化槽汚泥 95kL/日)
	竣工年月 昭和 62 年 3 月 (平成 29 年 2 月改修)
	処理主体 本市
関連施設	管理棟、計量棟、駐車場、屋外トイレ、車庫棟、水処理棟、洗車棟、多目的広場、グランドゴルフ場（あづま屋含む）、汚水処理槽、場内配管（隣接施設の熱供給）、油倉庫、雨水調整池、汚水処理槽（3箇所）

8. 事業方式の概要

本事業は DBO 方式 (Design-Build-Operate) により実施する。

落札者は、ごみ焼却施設及び管理棟の基幹的設備改良工事、ごみ焼却施設、し尿処理施設、関連施設の管理運営業務を行う。

ごみ焼却施設の管理運営業務期間は、基幹的設備改良工事期間を含めた 26 年間、し尿処理施設については 11 年間、関連施設は 26 年間とする。ただし、SPC 設立の有無は提案とする。

9. 契約の形態

- 1) 本市は、落札者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等に係る基本協定を落札者と締結する。
- 2) 本市は、基本協定に基づき、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。

- 3) 本市は、基本契約に基づき、建設事業者と基幹的設備改良工事に係る工事請負契約を締結する。建設事業者は本施設の基幹的設備改良工事業務について要件を満たす企業等または建設 JV とする。
- 4) 本市は、基本契約に基づき、ごみの外部搬出事業者とごみの外部搬出に係るごみの外部搬出業務委託契約を締結する。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、ごみの外部搬出事業者の3者契約を想定している。
- 5) 本市は、基本契約に基づき、ごみの外部処理事業者とごみの外部処理に係るごみの外部処理業務委託契約を締結する。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、ごみの外部処理事業者の3者契約を想定している。
- 6) 本市は、基本契約に基づき、管理運営事業者と本施設の管理運営に係る管理運営業務委託契約を締結する。
- 7) 本市は、基本契約に基づき、焼却灰等運搬事業者と焼却灰等運搬に係る焼却灰等運搬業務委託契約を締結する。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、焼却灰等運搬事業者の3者契約を想定している。
- 8) 本市は、基本契約に基づき、焼却灰等資源化事業者と焼却灰等資源化に係る焼却灰等資源化業務委託契約を締結する。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、焼却灰等資源化事業者の3者契約を想定している。
- 9) 本市は、基本契約に基づき、焼却灰等処分事業者と焼却灰等処分に係る焼却灰等処分業務委託契約を締結する。なお、本事業では、本市、管理運営事業者、焼却灰等処分事業者の3者契約を想定している。
- 10) 事業契約の締結主体を「実施方針添付資料 事業スキーム図(案)」に示す。

10. 事業期間

- ・基幹的設備改良工事
ごみ焼却施設、管理棟 : 6年3か月間（令和7～令和13年度）
- ・管理運営業務（改良工事中含む）
ごみ焼却施設 : 26年間（令和8～令和33年度）
し尿処理施設 : 11年間（令和8～令和18年度）※
他関連施設 : 26年間（令和8～令和33年度）

※令和19年度以降もし尿処理は継続するが、本事業においては、し尿処理施設整備計画（令和4年3月策定）における施設寿命である令和18年度までを管理運営の委託期間とする。

11. 事業期間終了後の措置

ごみ焼却施設については、運営21年目（令和28年4月以降）から、本市及び事業者は協議を開始すること。

し尿処理施設については、運営6年目（令和13年4月以降）から、本市及び事業者は協議を開始すること。

1.2. 事業者が実施する業務の範囲

事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

（「実施方針添付資料 業務範囲分担表（案）」及び「実施方針添付資料 基幹的設備改良工事対象範囲（案）」参照。）

（1）事前業務

- ア 本事業を実施するためのSPCの設立（設立する場合）
- イ 市が実施する交付金・補助金申請手続きの支援

（2）基幹的設備改良工事（ごみ焼却施設、管理棟）

1) 設計業務

- ア 基幹的設備改良工事に関する設計業務

2) 既存設備の補修・更新・改造・増設工事業務

- ア 受入供給設備（破碎物コンベヤ）
- イ 燃焼設備（焼却炉本体、燃料貯留槽）
- ウ 排ガス冷却設備（ボイラ、エコノマイザ、ストップロワ、安全弁・ボイラ付帯設備、ボイラ給水ポンプ、高圧蒸気溜、低圧蒸気復水器、タービンバイパス弁）
- エ 余熱利用設備（蒸気タービン、タービン発電機用クレーン）
- オ 灰出し設備（灰クレーン）
- カ 通風設備（押込送風機、燃焼用空気予熱器、通風設備その他工事）
- キ 電気設備（高圧設備、低圧設備、蒸気タービン発電機、非常用発電機）
- ク 計装設備（中央監視制御装置、検出端、操作端）
- ケ 見学者用環境啓発設備（ごみ焼却施設、管理棟）
- コ 土木建築工事（埋設配管工事、構造補強工事、工場棟屋根防水工事、工場棟外壁補修工事、工場棟耐火被覆工事、煙突補修工事、埋設受電管路工事、非常用発電機棟建設工事、外構工事（ごみ焼却施設、管理棟）、中央制御室壁一部改修工事）

3) 既存設備の撤去業務

- ア 排ガス冷却設備（高圧蒸気復水器）
- イ 排ガス処理設備（脱硝塔触媒取外し、アンモニア気化器、アンモニア水貯留槽）
- ウ 通風設備（二次燃焼送風機）

4) 設備の新設業務

- ア 通風設備（排ガス再循環送風機）
- イ 給排水設備（非常用上水受水槽、上水給水ポンプ）
- ウ 電気設備（特別高圧設備）

5) 工事期間中の仮設設備の設置及び撤去業務

ア 受入供給設備（外部搬出用積替設備）

6) 工事期間中のごみの外部搬出・処理業務

(3) 管理運営業務

ア 受入管理業務

イ 運転管理業務（ごみ焼却施設、し尿処理）

ウ 維持管理業務（ごみ焼却施設、し尿処理、関連施設（将来拡張用地約 10,000 m²含む））

エ 環境管理業務（ごみ焼却施設、し尿処理）

オ 焼却灰等運搬業務

カ 焼却灰等資源化業務

キ 焼却灰等処分業務

ク ごみ外部処理委託業務（基幹的設備改良工事期間中）

ケ 防火・防災管理業務

コ 保安・清掃業務

サ 見学者対応業務（市内小学生による施設見学を含む一般見学者の対応及び行政視察時の支援）

シ 情報管理業務

ス モニタリング業務

セ その他これらに付帯関連する業務

13. 市が実施する業務

本市は、以下の業務を実施するものとする。

(1) 基幹的設備改良工事に関する業務

ア 用地の確保

イ 事業者の通勤車両用駐車場及び資材置場の貸与

ウ 生活環境影響調査の実施

エ 地元対応

オ 基幹的設備改良工事に係る交付金・補助金申請手続

カ 本施設の設計・建設モニタリング

キ 基幹的設備改良工事に係る対価の支払い

ク その他これらを実施する上で必要な業務（許認可等含む）

(2) 本施設の運営に関する業務

ア 廃棄物処理許可申請に係る手続き

イ 処理対象となる一般廃棄物の収集運搬

ウ 古紙及び羽毛布団の搬出

エ 売電に関する契約業務

- オ 管理運営モニタリング
- カ 管理運営業務に係る対価の支払い
- キ その他これらを実施する上で必要な業務

14. 留意事項

(1) 焼却灰等の資源化施設、最終処分場までの運搬

焼却灰等の資源化施設、最終処分場までの運搬は、事業者において行うこととする。
なお、焼却灰等の運搬、資源化、処分は本市、管理運営事業者、当該事業者の3者契約とする。

(2) ごみ外部委託搬出について

令和8年4月から令和14年3月までの基幹的設備改良工事期間は、1炉運転または全炉停止期間が生じるため、その期間は廃棄物処理事業者へ搬出し、処理することとする。

なお、ごみの外部搬出、処理は本市、管理運営事業者、当該事業者の3者契約とする。

(3) 本施設に関する情報の開示について

本事業の事業者選定の段階において、本施設の図面、設備概要書、管理運営業務に係る資料等の情報を閲覧または資料貸与等の方法により開示することとする。

また、事業者が本施設の状態を把握するための機会として、本施設の視察をできる期間を設定することとする。

15. 事業者の収入について

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書に示す。

(1) 本施設の建設業務に係る対価

本市は、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に係る対価として、建設業務費を建設事業者に支払う。

(2) 本施設の管理運営業務に係る対価

本市は、本施設の管理運営業務の対価として、管理運営業務費を管理運営事業者に支払う。
ただし、売電収入は本市へ帰属するものとする。

16. 本市が適用を予定している補助金について

本市は、基幹的設備改良工事の実施に関して、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」（以下、「補助金」という。）の適用を予定している。

補助金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

17. 事業に必要とされる関連法令等

事業者は、本施設の基幹的設備改良工事、管理運営等を行うにあたって、必要とされる廃棄物の処理、基幹的設備改良工事の設計・施工、本施設の管理運営等に関する関係法令等を遵守しなければならない。

18. 事業スケジュール（予定）

契約締結日	: 令和7年12月末
事前準備期間	: 令和8年1月～3月末
ごみ焼却施設設計施工期間	: 令和8年4月～令和14年3月末（6年間）
ごみ焼却施設管理運営期間	: 令和8年4月～令和34年3月末（26年間）
し尿処理施設管理運営期間	: 令和8年4月～令和19年3月末（11年間）
関連施設管理運営期間	: 令和8年4月～令和34年3月末（26年間）
事業終了	: 令和34年3月末

※事前準備期間中及び工事期間中も、本施設の稼働は継続する。

第3章 特定事業の選定に関する事項

1. 選定基準

本事業を DBO 方式により実施することで、基幹的設備改良工事並びにごみ焼却施設及びし尿処理施設の管理運営を市自らが実施したときに比べて財政負担の軽減を期待でき、効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。

2. 特定事業の選定方法

定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出した上で、現在価値評価に換算する。また、定性的評価においては、競争性、効率性、安定性の側面から客観性を確保した上で評価を行う。

1) 定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）

- ア ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事費の評価
- イ 本施設の管理運営費の評価

2) 定性的評価

- ア 効率性（設計・施工、管理運営）の評価
- イ 安定性（性能維持、リスク管理）の評価

3. 選定結果の公表

特定事業の選定を行った際は、その判断の結果を評価の内容と併せて公表する。

なお、特定事業として選定しない場合においても、同様に公表する。

第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

入札手続きに参加する企業等または共同企業体が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ参加者の提案内容が、技術的観点等から本市の定める要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。

なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

2. 募集及び選定スケジュール（予定）

内 容	日 程
① 実施方針の公表	令和7年2月下旬
② 特定事業の選定・公表	令和7年2月下旬
③ 入札公告及び入札説明書等の公表	令和7年4月上旬
④ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 (入札参加資格に関する質問)	令和7年4月下旬
⑤ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和7年5月上旬
⑥ 入札参加資格審査書類受付期限	令和7年5月中旬
⑦ 入札参加資格審査結果通知	令和7年5月下旬
⑧ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限 (入札参加資格以外に関する質問)	令和7年6月上旬
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和7年6月下旬
⑩ 対面的対話の確認事項の受付期限	令和7年6月下旬
⑪ 対面的対話	令和7年7月上旬
⑫ 対面的対話の確認事項に対する回答の公表	令和7年7月中旬
⑬ 事業提案書の受付期限	令和7年8月下旬
⑭ 事業者プレゼンテーション	令和7年10月上旬
⑮ 落札者決定及び公表（審査講評）	令和7年10月中旬
⑯ 基本協定締結	令和7年10月下旬
⑰ 事業契約仮契約締結 (SPCを設立する場合は特定事業仮契約締結)	令和7年12月中旬
⑱ 事業契約本契約締結	令和7年12月下旬

3. 事業参加に関する条件

本事業へ参加する者は、単独の企業等または複数の企業等によって形成された共同企業体で、「(1) 参加者の資格要件」に示す要件を全て満たす者とする。参加者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。ただし、参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

なお、協力企業が、他の参加者の協力企業となることは認めない。ただし、焼却灰等の運搬業務を担当する者、焼却灰等の資源化を担当する者、焼却灰等の処分を担当する者についてはこの限りではない。

(1) 参加者の資格要件

参加者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。複数企業の場合は以下の 1) ~ 8)について全ての企業がその要件を満たすこと。9)については、当該企業全体でその要件を満たすこと。

- 1) 令和 6、7 年度に安城市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないものであること。
- 3) 本事業の公告日（以下「公告日」という。）において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- 4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 5) 公告日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- 6) 公告日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- 7) 市と本事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。
なお、本事業に関する市のアドバイザリー契約を締結した企業は、株式会社エックス都市研究所、毛利・アンダーソン・友常法律事務所である。
- 8) 本事業の評価委員会（第 5 章に後述）の委員、委員が属する企業及びその関係会社でないこと。
- 9) 参加者の中から廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する技術統括責任者を選任すること。なお、技術統括責任者はごみ焼却施設に関する管理運営業務における現場総括責任者を兼任できるものとする。

(2) 各業務を担当する者の資格要件

- 1) 基幹的設備改良工事を担当する者の要件

ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を担当する者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

また、参加者、協力企業に関わらず、参加資格確認の時点で以下の要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を受けた者のうち経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。
 - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 8 条第 1 項に規定するボイラ・タービン発電機付の一般廃棄物焼却施設で、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成 26 年 3 月から令和 3 年 4 月改訂版含む）に沿った建設工事の新設工事または基幹的設備改良工事の実績があること。
 - ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ※ 参加者は、基幹的設備改良工事業務を担当する者を定め、参加表明書にて明らかにするものとする。なお、基幹的設備改良工事業務を担当する者は、設計・建設期間を通じて基幹的設備改

良工事に係る全業務を統括し、工事監理及び工事監理結果の記録等について一切の責任を負うものとする。

2) ごみの外部搬出業務を担当する者

参加者、協力企業に関わらず、廃掃法に基づいて、ごみの運搬を適切に行うための車両を運営開始時までに有していること。

3) ごみの外部処理業務を担当する者

- ① 運営開始時に、関係法令等で定めるところによる当該施設に対する許可等を有し、ごみの受入が可能であること。
- ② 参加資格確認の時点でごみの焼却処理実績を有すること。

4) ごみ焼却施設に関する管理運営業務を担当する者の要件

ごみ焼却施設の管理運営業務を担当する者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。

複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

また、単独企業、複数企業に関わらず、参加資格確認の時点で要件を満たすこと。

- ① 参加者、協力企業に関わらず、DBO方式または長期包括運営委託方式のいずれかの方式の事業において、廃掃法第8条第1項に規定するボイラ・タービン発電機付の一般廃棄物焼却施設で、3年以上の管理運営業務（運転管理、維持管理を含む）を完了した実績を有すること。
 - ② 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、一般廃棄物処理施設の運転管理の経験を有する技術者を現場総括責任者として運転管理開始後3年間以上配置できること。
 - ③ ごみ焼却施設の運転管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。本事業における電気主任技術者は、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（令和4年9月20日改正・経済産業省）に定める「みなし設置者」として、事業者にて選任すること。
 - ④ 前記②及び③に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつごみ焼却施設の運転管理開始前の準備期間（令和8年1月以降を予定）から運転習熟訓練に参加させ、令和8年4月から専任配置できる者であること。
- ※ 参加者の代表企業は、管理運営業務を担当する者を定め、参加表明書にて明らかにするものとする。

5) 焼却灰等の運搬業務を担当する者

参加者、協力企業に関わらず、廃掃法に基づいて、焼却灰、飛灰固化物の運搬を適切に行うための車両を運営開始時までに有していること。

6) 焼却灰等の資源化業務を担当する者

- ① 運営開始時に、関係法令等で定めるところによる当該施設に対する許可等を有し、焼却灰等の受入が可能であること。
- ② 参加資格の確認時点で焼却灰等の資源化の実績を有すること。

7) 焼却灰等の処分業務を担当する者

参加者、協力企業に関わらず、廃掃法に基づいて、焼却灰、飛灰固化物の処分を適切に行うための資格を運営開始時までに有していること。

8) し尿処理施設に関する管理運営業務を担当する者の要件

- し尿処理施設の管理運営業務を担当する者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。
- また、単独企業、複数企業に関わらず、参加資格確認の時点で要件を満たすこと。
- ① 参加者、協力企業に関わらず、DBO方式または長期包括運営委託方式のいずれかの方式の事業において、し尿処理施設または汚泥再生処理センターで、3年以上の管理運営業務（運転管理、維持管理を含む）を完了した実績を有すること。
 - ② 廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有し、し尿処理施設または汚泥再生処理センターの運転管理の経験を有する技術者を現場総括責任者として運転管理開始後配置できること。
 - ③ し尿処理施設の運転管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
 - ④ 前記②及び③に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつし尿処理施設の運転管理開始前の準備期間（令和8年1月以降を予定）から運転習熟訓練に参加させ、令和8年4月から専任配置できる者であること。
- ※ 参加者の代表企業は、管理運営業務を担当する者を定め、参加表明書にて明らかにするものとする。

(3) 代表企業の選定

参加者は代表企業を選定すること。参加者が複数の企業で構成される場合、代表企業は、基幹的設備改良工事業務を担当する者のうち「3. 事業参加に関する条件（2）1）基幹的設備改良工事業務を担当する者の要件」で示す要件を企業単独で満たす者またはごみ焼却施設に関する管理運営業務を担当する者のいずれかとする。

参加者が単独企業の場合は、その企業等が代表企業となること。

参加者と本市との連絡や各種書類の受渡しは代表企業が行うものとする。

(4) 参加資格の喪失

参加者が、参加表明書及び資格審査書類提出日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、やむを得ない事情があると本市が判断する場合には、本市と参加者で協議のうえ、本市が取扱いについて決定する。

第5章 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

1. 事業評価委員会の設置

本市は、事業提案の審査に際して、学識経験者等により構成する、安城市 PPP 事業審議会である「安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事及び管理運営委託事業者選定等審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

2. 審査の内容

本市は、審議会で得られた委員の評価を取りまとめ、事業提案書の内容について総合的に評価を行うものとする。

3. 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととする。

(1) 資格審査

参加者の参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とする。

(2) 提案審査

提案審査は下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最終的な評価する。

① 定量的評価

提案価格を基に評価するものとする。なお、提案価格が予定価格を超えた場合は失格とする。

② 定性的評価

参加者が提出した提案書に基づき、事業実施に関する項目、基幹的設備改良工事業務に関する項目、管理運営業務に関する項目についての提案内容を勘案して評価するものとする。

(3) 事業者の選定

本市は、提案内容を総合的に評価の上、最も優れた提案を行った参加者を事業契約締結の対象となる落札者として決定する。また、決定後、速やかに当該参加者に対して決定された旨を通知する。

(4) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、安城市公式ウェブサイトに掲載する。

(5) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に参加者がいない場合やいずれの参加者の提案も審査項目を満たしていないと判断された場合は、選定事業者を決定せず、特定事業の選定を取

り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに公表する。

4. 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しない。また、提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いる。

なお、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとする。

5. 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者決定後、本市は、速やかに落札者と事業契約の締結に向けた相互の協力義務、SPC の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) SPC の設立（設立する場合）

落札者決定後、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。

なお、SPC は次の要件をすべて満たさなければならない。

- 1) 管理運営事業者の本店所在地は本施設の住所とすること。
- 2) 共同企業体の構成員は全て SPC へ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は 50%超とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとすること。
- 3) 管理運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- 4) すべての出資者は、特定事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、本市の同意なく管理運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

6. 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第6章 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予想される責任及びリスクの分類と本市と事業者での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正なリスク分担を行うことにより、効率的かつ効果的でありながら低廉で質の高い公共サービスの提供を目指すものである。事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、「実施方針添付資料 リスク分担（案）」に示すとおりとする。

2. 提供されるサービス水準

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、本市が要求水準書に規定する、処理施設の機能（性能要件）が十分実現発揮できるような、建設業務・管理運営業務を行うこととする。

3. 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本市は、事業者が定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び事業者の提案内容に基づいて事業契約において定められたサービス水準の達成状況及び履行内容の定期確認（定期モニタリング）を実施するものとする。

本市は隨時、現場への立入りによる事実の確認（随時モニタリング）を行うことができるこことする。事業者は、本市の求めに応じて、本市が行うモニタリングに協力することとする。

(2) モニタリングの対象

本市は、事業者が実施する基幹的設備改良工事業務及び管理運営業務が、事業契約において定められたサービス水準を達成しているかどうかについて確認を行う。

モニタリングには、ごみ焼却施設の性能に係る確認も含む。なお、性能に係る確認は、原則として事業者が実施し、本市がその結果を確認するものとする。

(3) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングにおいて、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、本市が行う作業等に必要となる費用は市の負担とする。

(4) 事業者に対する支払額の減額等

本市がモニタリングを行った結果、事業契約で定められているサービス水準に達していない場合、修復勧告、支払額の減額、契約解除等の対象となる。

第7章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の立地条件

(1) 都市計画事項

- 1) 区域区分：市街化調整区域
- 2) 用途地域：指定なし
- 3) 防火地域：建築基準法第22条地域
- 4) 高度地域：指定なし
- 5) 建ぺい率：60%
- 6) 容積率：200%

(2) ユーティリティ条件

- 1) 電気：特別高圧 77kV 1回線受電方式
- 2) 生活用水：上水
- 3) プラント用水：上水、井水
- 4) 燃料：灯油、プロパンガス
- 5) 排水 プラント排水：排水処理後再利用
- 6) 生活排水：隣接するし尿処理施設で処理後、下水道放流
- 7) 雨水：放流

2. 施設の規模

(1) ごみ焼却施設

120t/日 × 2基（全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉））

(2) し尿処理施設

102kL/日（し尿：7kL/日、浄化槽汚泥 95kL/日）

3. 施設の整備内容等

現在想定している工事対象範囲等は、「実施方針添付資料 基幹的設備改良工事対象範囲（案）」に示す。エネルギー回収率の向上を目的として焼却炉内的一部改造を行うが、廃掃法における一般廃棄物処理施設設置届出書の記載事項のうち、燃焼室の変更に該当するため、生活環境影響調査を実施する。なお、生活環境影響調査は本事業とは別に実施する。調査実施期間は以下のとおりである。

また、基幹的設備改良工事において、大型の機器・設備はごみ焼却施設の屋根を開口し搬入・搬出することが想定されるため、騒音・振動等、周辺の生活・社会環境への配慮を十分に行うこととする。

生活環境影響調査期間：令和6年2月～令和7年9月

第8章 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画または廃棄物処理委託契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書等に規定する具体的措置に従うものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第9章 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は、事業者に一定の回復期間を与えて、事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスに重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、本市は、事業者との事業契約を解除し、施設の設計・建設または管理運営にあたる新たな事業者を公募することを原則とする。

この場合には、事業者は、事業契約に定めるところに従い、本市に生じた損害を賠償する。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合には、本市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市または事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

1) 建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、管理運営業務委託契約についても解除することができる。

2) 管理運営業務期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、管理運営業務委託契約を解除することができる。

3) 上記1) または2) により、建設工事請負契約又は管理運営業務委託契約のいずれかが解除された場合に、本市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、基本契約を解除することができる。

第10章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

法改正等により、支援策等が適用される可能性がある場合には、本市と事業者で協議し、対応策を検討することとする。

第11章 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

特定事業契約の締結にあたっては、安城市議会の議決を経るものとする。

2. 本事業において使用する言語及び通貨

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

3. 本事業への参加に伴う費用負担

事業者の参加にかかる費用は、すべて事業者の負担とする。

4. 実施方針等に関する担当部局

担当部局 安城市環境部ごみ資源循環課 環境クリーンセンター施設整備係

郵便番号 〒444-1221

住 所 愛知県安城市和泉町大下38番地

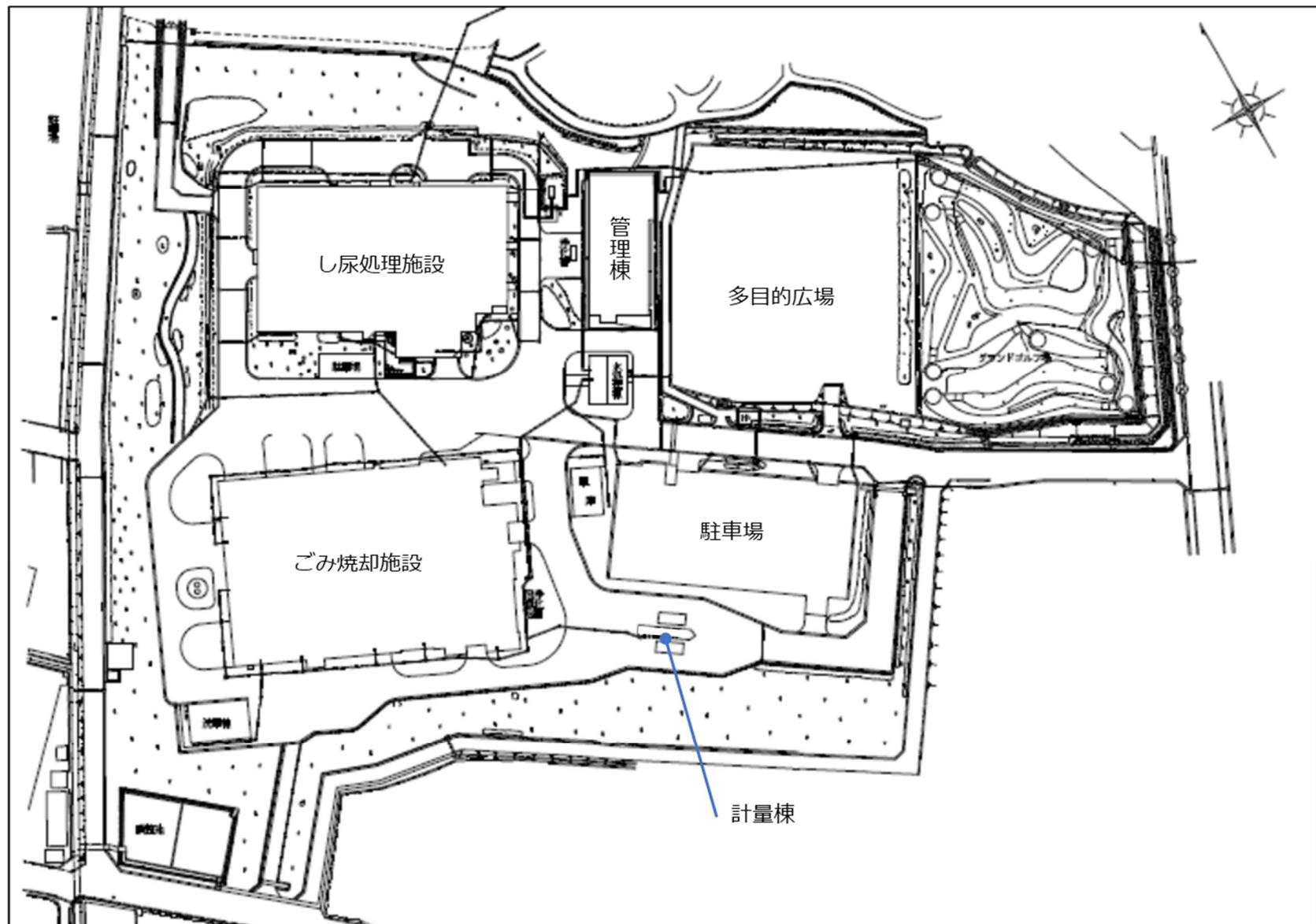
電 話 0566-92-0178

F A X 0566-92-0405

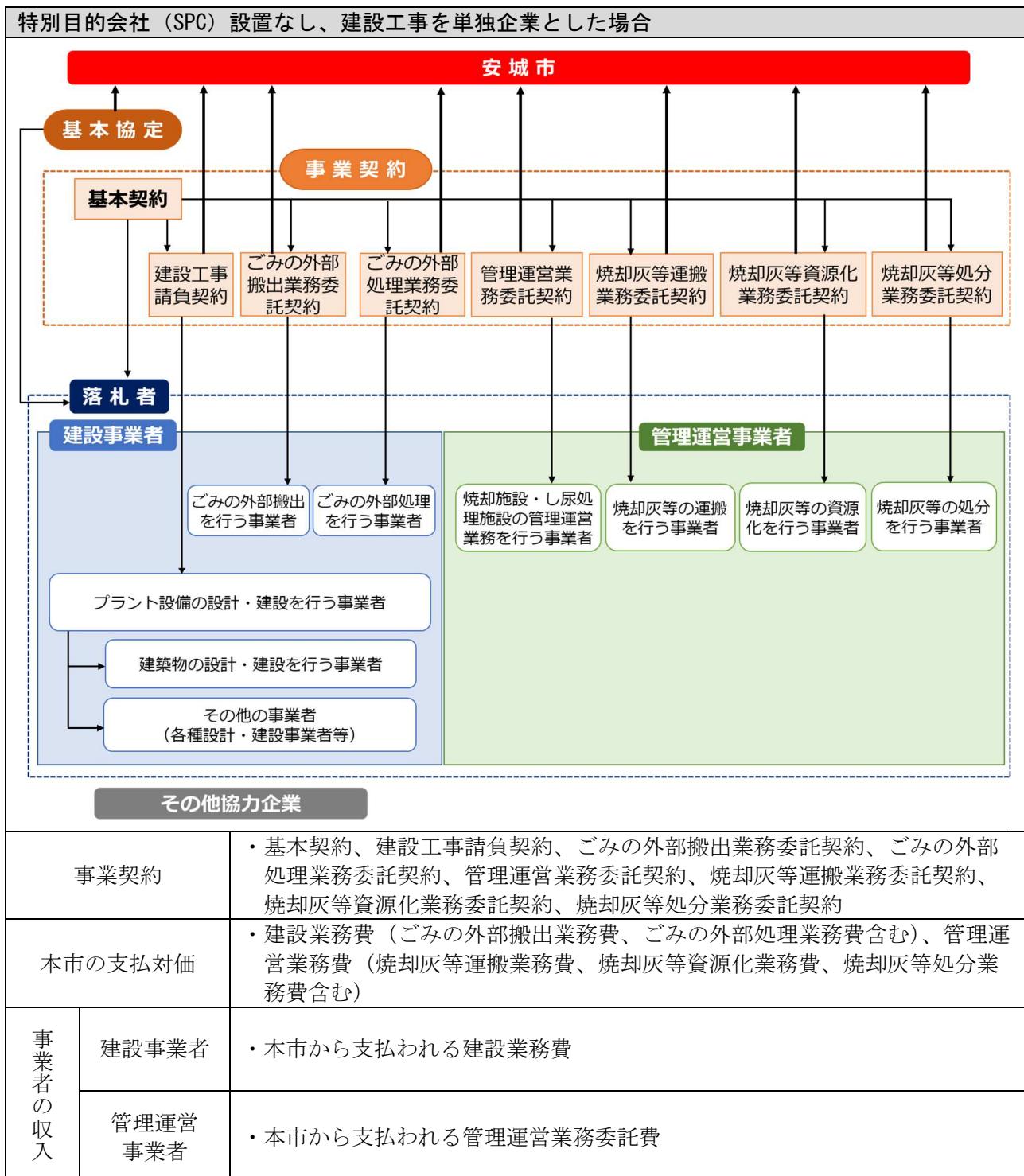
電子メール cleancenter@city.anjo.lg.jp

実施方針 添付資料 施設配置図

25

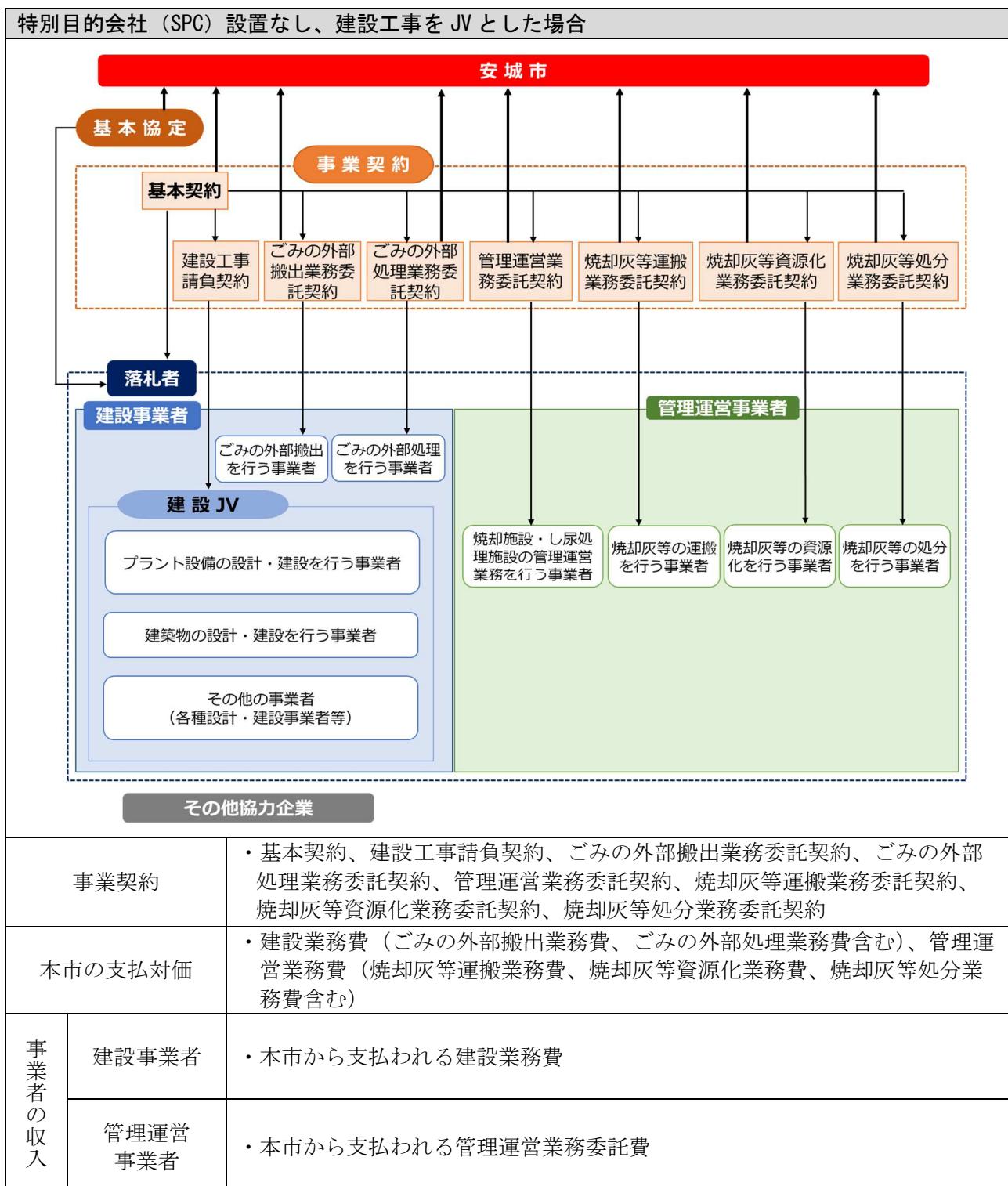


実施方針 添付資料 ①事業スキーム図（案）



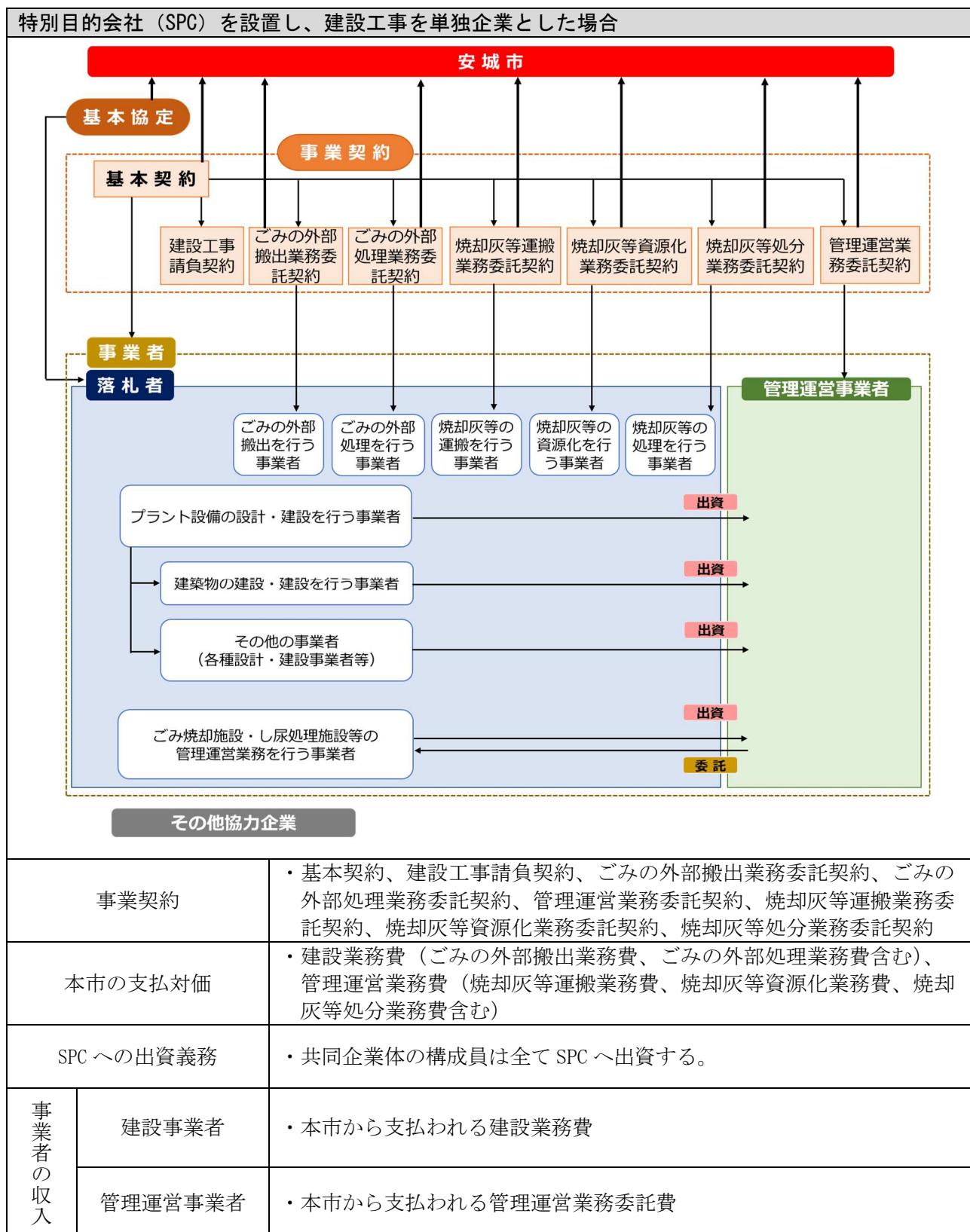
※ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者、焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処分事業者は、本市、管理運営事業者との3者契約を予定している。また、他の参加グループに入ることを認める。

実施方針 添付資料 ②事業スキーム図（案）



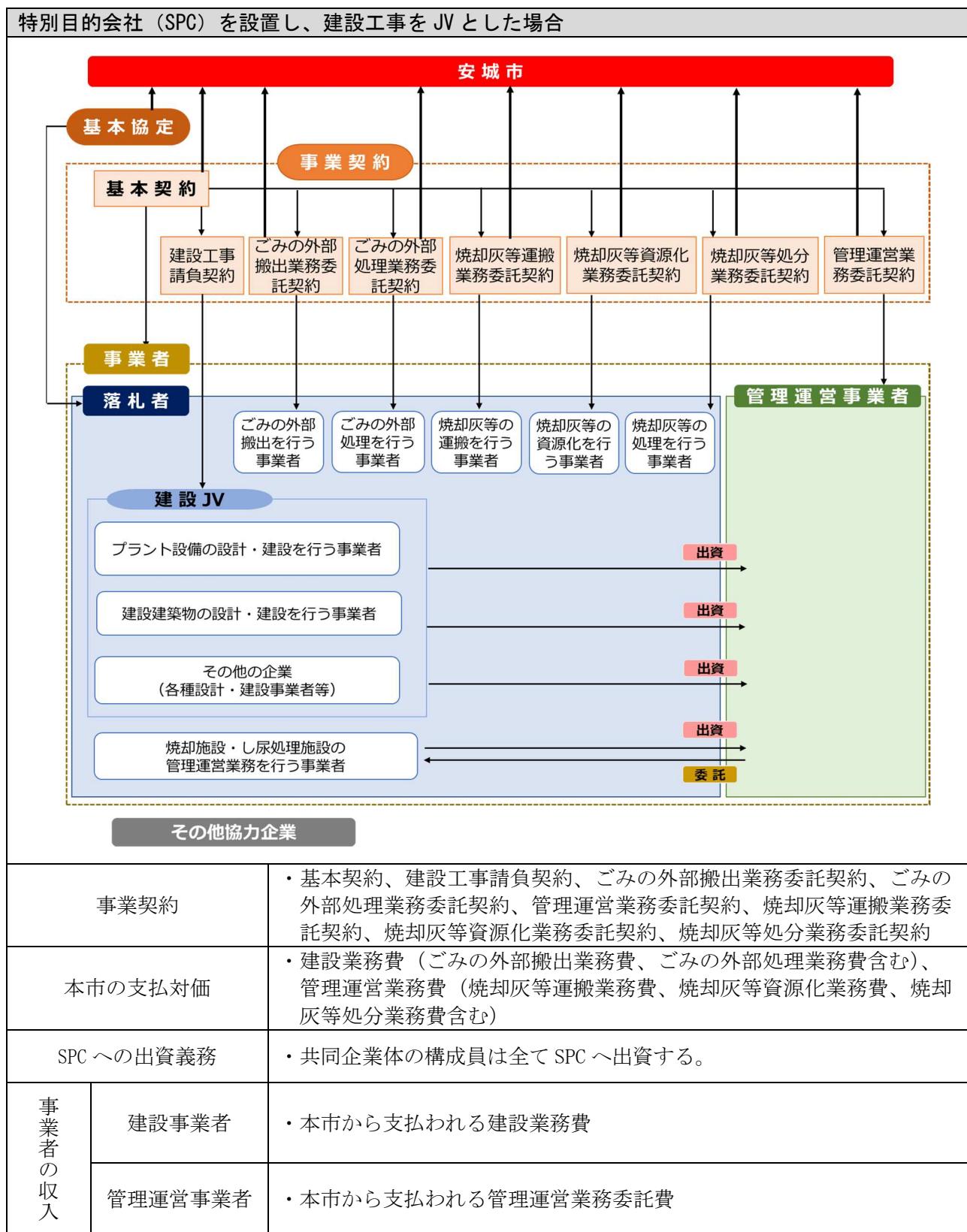
※ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者、焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処分事業者は、本市、管理運営事業者との3者契約を予定している。また、他の参加グループに入ることを認める。

実施方針 添付資料 ③事業スキーム図（案）



※ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者、焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処分事業者は、本市、管理運営事業者との3者契約を予定している。また、他の参加グループに入ることを認める。

実施方針 添付資料 ④事業スキーム図（案）



※ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者、焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処分事業者は、本市、管理運営事業者との3者契約を予定している。また、他の参加グループに入ることを認める。

実施方針 添付資料 業務範囲分担表（案）

○：主分担 △：従分担

No.	業務の範囲	業務の内容	本市	事業者	備考
1	施設全体 管理業務	施設設置者（所有者）としての施設管 理	○		
2		施設管理のための資格者の配置		○	
3	受入管理 業務	搬入ごみの受付及び受入判定		○	
4		事業系ごみの受付・搬入許可書発行	○		
5		計量業務		○	
6		料金徴収・収納業務		○	
7		浄化槽・し尿汲み取り台帳管理	○		
8		搬入出車両の誘導・場内交通整理業務		○	
9	運転管理業務 (ごみ焼却施 設)	プラットホームでの受入業務		○	
10		受入管理計画の作成		○	
11		運転管理、運転作業		○	光熱水費含む
12		日報・月報等の作成		○	
13		施設点検計画の作成		○	
14		施設保全計画の作成		○	
15		延命化計画の作成		○	
16		搬入管理（搬入前の不適物混入防止の 監視、啓発）	○		
17		搬入管理（搬入以降の不適物混入防止 の監視）		○	
18		焼却灰等の積込み		○	
19		焼却灰等の最終処分場または資源化施 設までの運搬		○	3者契約を想 定
20		焼却灰等の資源化		○	3者契約を想 定
21		焼却灰等の処分		○	3者契約を想 定
22		売電業務	○	○	売電収入は市
23		余熱利用施設への熱供給管理/連絡調整		○	連絡調整： プール停止期 間中の熱供給 停止等
24	運転管理業務 (し尿処理施 設)	資格者の配置		○	
25		基幹的設備改良工事中 仮設積み替え設備・重機の運転		○	
26		基幹的設備改良工事中 余剰ごみの外部処理施設への運搬		○	3者契約を想 定
27		基幹的設備改良工事中 余剰ごみの処理		○	3者契約を想 定
28		プラットホームでの受入業務		○	
29		受入管理計画の作成		○	
30		運転管理、運転作業		○	光熱水費含む
31		日報・月報等の作成		○	
32		施設点検計画の作成		○	
33		施設保全計画の作成		○	
34		延命化計画の作成		○	

No.	業務の範囲	業務の内容	本市	事業者	備考
35		汚泥運搬・処分		○	ごみ焼却施設への運搬
36		余熱利用施設からのオーバーフロー水管理/連絡調整		○	連絡調整：受水槽への水供給停止等
37		資格者の配置		○	
38	運営業務（ごみ焼却施設）	維持管理状況の監視・指導	○		
39		施設点検計画による施設の点検・検査		○	
40		施設保全計画による機器、設備の補修・修繕		○	
41		施設の清掃		○	建築部分を含む
42		施設性能の確認検査業務（機能検査・精密機能検査）		○	
43		土木・建築・建築設備の点検・検査、補修		○	機能維持を含む
44		物品・用役の調達・管理		○	啓発用設備含む
45		周辺施設保全（計量棟、駐車場、外構施設等）		○	
46		余熱利用設備保全（蒸気配管）		○	
47		改良保全（施設改造）	○	○	
48		基幹的設備改良工事中 仮設積み替え設備・重機の点検・検査・維持管理		○	
49	運営業務（屎尿処理施設）	維持管理状況の監視・指導	○		
50		施設点検計画による施設の点検・検査		○	
51		施設保全計画による機器、設備の補修・修繕		○	
52		施設の清掃		○	建築部分を含む
53		施設性能の確認検査業務（機能検査・精密機能検査）		○	
54		土木・建築・建築設備の点検・検査、補修		○	機能維持を含む
55		物品・用役の調達・管理		○	啓発用設備含む
56		余熱利用施設オーバーフロー水移送設備保全（配管）		○	
57		改良保全（施設改造）	○	○	
58	運営業務（関連施設）	維持管理状況の監視・指導	○		
59		施設点検計画による施設の点検・検査		○	
60		施設保全計画による機器、設備の補修・修繕		○	
61		施設の清掃		○	建築部分を含む
62		施設性能の確認検査業務（機能検査）		○	
63		土木・建築・建築設備の点検・検査、補修		○	機能維持を含む

No.	業務の範囲	業務の内容	本市	事業者	備考
64		物品・用役の調達・管理		○	啓発用設備含む
65		改良保全（施設改造）	○	○	
66	環境管理業務 （ごみ焼却施設/し尿処理施設）	環境管理		○	
67		作業環境管理		○	
68	防火・防災管理業務	防火・防災対策管理	○		
69		防災組織の設置		○	
70		火災保険	○		
71	保安・清掃業務	管理棟管理	△	○	本市職員が使用する居室は本市
72		汚水処理槽管理		○	
73		植栽管理		○	
74		敷地内道路管理		○	
75		調整池管理		○	
76		その他敷地内の清掃（屋外トイレ・車庫含む）		○	
77		各種保険		○	事業者が必要とするもの
78		消防設備管理		○	ごみ焼却施設、し尿処理施設、管理棟、計量棟
79		施設警備・防犯等（屋外トイレ・車庫含む）	○		
80	環境啓発業務	一般見学者受付		○	
81		一般見学者対応（市内小学生による環境学習（施設見学）を含む）		○	
82		行政視察受付	○		
83		行政視察対応	○	△	事業者は支援を行う
84		環境啓発設備管理		○	維持管理及び更新
85		環境啓発活動	△	○	本市と協議のうえ実施
86	情報管理業務	報告書の作成と管理		○	
87		設計図書等の施設情報管理		○	
88	モニタリング業務	施設運営に係る業務のセルフモニタリング		○	
89		契約に基づく成果管理	○		
90	その他	地元・問い合わせ対応	○	△	事業者は支援を行う
91		災害・緊急時対応（施設・設備に関するもの）	△	○	
92		災害・緊急時対応（処理計画等）	○	△	

実施方針 添付資料 基幹的設備改良工事対象範囲（案）

設備 名称	NO	機器名称	基数	区分*		設備改造等の対策
				対象	対象外	
受入供給設備	①	破碎物コンベヤ	1	○		本体更新。電動機 IE3 化。
	②	外部搬出用積み替え設備	1		○	仮設及び撤去。プラットホーム内に設置し、工事期間中にごみを積み替えするための設備。
設備燃焼	③	炉体	2	○		ボイラ更新に合わせて、天井側壁耐火物を更新する。ボイラ蒸発能力アップに伴う。
	④	燃料貯留槽	1		○	燃料貯留槽の増設。燃料備蓄量の拡充。
排ガス冷却設備	⑤	ボイラ	2	○		本体・エコノマイザ更新。 高温高压化（配管含む）を行い、発電量アップを図る。
	⑥	ボイラダスト除去設備	2	○		本体更新。蒸気式を撤去、ショックパルス式へ変更。 蒸気条件高温高压化に伴う。
	⑦	安全弁・ボイラ付帯設備	2	○		本体更新。蒸気条件高温高压化に伴う。
	⑧	ボイラ給水ポンプ	2	○		本体更新。蒸気条件高温高压化に伴う。
	⑨	高压蒸気溜	2	○		本体更新。蒸気条件高温高压化に伴う。
	⑩	蒸気復水器（高圧、低圧）	2	○		高压撤去。低圧本体更新（能力アップ）
	⑪	タービンバイパス弁	1	○		本体更新。蒸気条件高温高压化に伴う。
	⑫	脱硝塔	2	○		本体休止。触媒取外し。 排ガス再加熱器休止に伴う。無触媒脱硝採用。
	⑬	アンモニア気化器	1	○		本体撤去。使用蒸気を発電に使用。
	⑭	アンモニア水貯留槽	1	○		本体撤去。無触媒脱硝（尿素水噴霧）へ改進。
用余熱利	⑮	蒸気タービン	1	○		本体更新。高温高压化による出力アップを図る。
	⑯	タービン発電機用クレーン	1	○		本体更新。 蒸気タービンロータ吊上荷重アップに対応。
設備灰出し	⑰	灰クレーン	1	○		一部更新（トロリ、バケット更新）。電力回生機能付与。
通風設備	⑱	押込送風機	2	○		本体流用。風量制御 INV 化。
	⑲	二次燃焼送風機	2	○		本体撤去。再循環送風機設置に伴う（ダクト含む）。
	⑳	燃焼用空気予熱器	2	○		本体更新。蒸気条件高温高压化に伴う。
	㉑	排ガス再循環送風機	2	○		本体新設。 低空気比運転化に伴う。ボイラ蒸発量アップを図る。
	㉒	通風設備その他工事	2	○		煙道一部更新。再循環ダクト新設。
設備給排水	㉓	非常用上水受水槽	1	○		本体新設。ユーティリティ確保（配管含む）。
	㉔	上水給水ポンプ	2	○		本体新設。非常用上水受水槽設置に伴う。
電気設備	㉕	特高設備	1 式	○		本設備新設。発電機容量 2MW 以上による特高連系に伴う。屋外型トランス。

設備 名称	NO	機器名称	基數	区分*		設備改造等の対策
				対象	対象外	
電氣 設備	㉖	高圧設備	1式	○		本設備更新。プラント改造に伴う。 変圧器トップランナー採用。
	㉗	低圧設備	1式	○		本設備更新。プラント改造に伴う。
	㉘	蒸気タービン発電機	1	○		本体更新。蒸気タービン出力アップに伴う。
	㉙	非常用発電機	1	○		本体更新。 出力アップを図る。ブラックスタート可。
計 裝 設 備	㉚	中央監視制御装置	1式	○		本装置更新。プラント改造に伴う。
	㉛	検出端（一部）	1式	○		一部更新、新設。プラント改造に伴う。 蒸気条件高温高压化に伴う仕様変更。
	㉜	操作端（一部）	1式	○		一部更新、新設。プラント改造に伴う。 蒸気条件高温高压化に伴う仕様変更。
環境 見 学 啓 發 者 用 設 備	㉖	見学者用環境啓発設備 (ごみ焼却施設)	1式		○	啓発設備の新設または更新。見学スペース拡張・啓発設備拡充に伴う中央制御室壁の一部改修。
	㉗	見学者用環境啓発設備 (管理棟)	1式		○	啓発設備の新設。
土 木 建 築 工 事	㉘	埋設配管工事	1式		○	埋設配管の取替（露出配管へ変更）。 プールへの蒸気配管、場内給排水管一部。
	㉙	構造補強工事	1式	○		建築構造物の補強。耐震性能向上（I=1.25）。 煙突の耐震補強。
	㉚	ごみ焼却施設屋根防水工事	1式	○		屋根の再塗装。遮熱塗料使用。
	㉛	ごみ焼却施設外壁補修工事	1式		○	外壁のクラック補修、再塗装。
	㉜	ごみ焼却施設耐火被覆工事	1式		○	耐火被覆一部再施工。工事に伴う被覆範囲の変更。
	㉝	煙突補修工事	1式		○	外壁のクラック補修、再塗装。
	㉞	埋設受電管路工事	1式	○		埋設管路新設。特高ケーブル用。
	㉟	非常用発電機棟建設工事	1式	○		建屋建設。非常用発電機用。
	㉟	外構工事（ごみ焼却施設）	1式		○	埋設雨水配管の補修。
	㊀	外構工事（管理棟）	1式		○	側溝の補修。

*補助金対象の区分を示している。

実施方針 添付資料 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

○：主分担 △：従分担

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
1	共通	入札図書	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○	
2			事業者の判断の不備によるもの		○
3		資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
4			本市における事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
5		契約締結	本市の事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
6			事業者の事由により、本市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
7		内容変更	本市の指示による事業範囲・業務内容の縮小、拡大等	○	
8		法令等変更	本事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
9			上記以外の法令等の新設・変更		○
10		税制度変更	事業者の利益に課される税（法人税等）の変更等		○
11			上記以外の税制度の変更等	○	
12		許認可取得	本市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
13			事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
14		第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
15			事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に及ぼす損害		○
16		住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの		○
17			事業内容等、業務そのものに関する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
18		事業の中止・延期	本市の指示等によるもの	○	
19			事業者の事業不履行・放棄・破綻によるもの		○
20		環境保全	事業者の業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化または法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
21		債務不履行	本市による債務不履行	○	
22			事業者による債務不履行		○
23		物価変動	事業開始後の物価変動 ^{*1}	○	△
24		金利変動	金利変動		○
25		事故の発生	設計、施工、運営において本市の指示に帰責し発生する事故	○	
26			設計、施工、運営において上記以外に発生する事故		○
27		不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの ^{*2}	○	△

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
28	工事段階	設計変更	本市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
29			民間事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
30		着工遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
31			上記以外の要因によるもの		○
32		工事費増大	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
33			上記及び物価上昇以外の要因による工事費の増大		○
34		工事遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
35			上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
36		一般的損害	本市の帰責事由により工事目的物、材料に関して生じた損害	○	
37			上記以外の要因による工事目的物、材料に関して生じた損害		○
38		性能	要求水準の未達（施工不良を含む）		○
39	運営段階	工事遅延	本施設工事遅延（不可抗力は除く）に関するもの	○	
40		支払遅延・不能	本市の支払遅延・不能に関するもの	○	
41		ごみ量変動 ^{※3}	施設許容量内のごみの処理に関するもの		○
42			施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
43		ごみ質変動 ^{※4}	計画ごみ質の範囲内のごみ質の変動に関するもの		○
44			計画ごみ質の範囲を超えるごみ質の変動に関するもの	○	
45		搬入管理	本施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
46			上記以外	○	
47		運営維持管理費上昇	本市の責による運転維持管理費の増大	○	
48			上記以外（不可抗力は除く）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
49		施設損傷	本市及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く）	○	
50			事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷		○
51			施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○
52			運営不備に関するもの		○
53		要求水準の未達	契約で規定した要求性能の未達によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含まない）		○
54		ごみの外部搬出事業者	基幹的設備改良工事中におけるごみの外部搬出事業者に関するもの		○
55		ごみの外部処理事業者	基幹的設備改良工事中におけるごみの外部処理事業者に関するもの		○
56		焼却灰等運搬・資源化・処分費用の変動	焼却灰等の運搬・資源化・処分に係る費用の変動（物価変動によるものは除く）	○	○

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
57		焼却灰等運搬事業者	焼却灰等の運搬事業者に関するもの		○
58		焼却灰等資源化事業者	焼却灰等の資源化事業者に関するもの		○
59		焼却灰等処分事業者	焼却灰等の処分事業者に関するもの		○
60		安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により、安定稼働、処理能力が確保できないもの	○	
61		処理手数料未徴収	処理手数料の未徴収によるもの（当日払い、後納等）	○	△
62		処理手数料収納	処理手数料徴収後の過不足によるもの		○
63		改良保全	本市の指示による施設の改良保全に起因するもの	○	
64			事業者の提案による施設の改良保全に起因するもの※ ⁵		○
65	終了	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
66			事業終了時における施設の性能保全に関するもの		○
67		終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※1：物価変動については、一定程度までの変動は民間事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

※2：不可抗力における事業年度における費用負担については、一定程度までは民間事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

※3：受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の料金制を採用することにより対応する。

※4：受入廃棄物の質の変動については、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応する。

※5：改良保全提案の採用の可否は本市が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、本市と事業者の協議による。